

平成 30 年 3 月 29 日  
高齢施策担当部

## 条例改正について（報告）

### 練馬区介護保険条例の一部を改正する条例

- ・第 7 期介護保険料の設定（基準月額 6,470 円）土地・建物等の売却代金を除いて保険料を算定すること（負担軽減）、地域包括支援センター再編のため、所在地や名称等を規則へ委任することなど

### 練馬区地域包括支援センターの人員および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- ・地域包括支援センターの配置職員のうち、主任介護支援専門員の資格に更新制度が設けられたため、条例で定める基準を改正
- ・改正内容は、国基準を横引き

### 練馬区地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例

- ・法改正による国の省令改正を踏まえ、条例で定める基準を改正
- ・地域密着型サービスは、要介護 1～5 の方に対するサービス
- ・改正内容は、国基準を横引き（共生型サービスの実施に係る基準、併設施設の対象に介護医療院を加えることなど）

### 練馬区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例

- ・法改正による国の省令改正を踏まえ、条例で定める基準を改正
- ・地域密着型介護予防サービスは、要支援 1・2 の方に対するサービス
- ・改正内容は、国基準を横引き（併設施設の対象に介護医療院を加えることなど）

### 練馬区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準に関する条例

- ・平成 30 年 4 月 1 日から、居宅介護支援事業所の指定権限が都から区へ移譲されるため、人員・運営の基準条例を制定
- ・居宅介護支援は、要介護 1～5 の方に対するケアプランを作成する業務。ケアマネが行う。
- ・制定内容は、国基準・都基準を横引き

### 練馬区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例

- ・法改正による国の省令改正を踏まえ、条例で定める基準を改正
- ・介護予防支援は、要支援 1・2 の方に対するケアプランを作成する業務。地域包括支援センターの保健師等が行う。
- ・改正内容は、国基準を横引き（共生型サービスの実施に伴う障害福祉サービスの相談支援事業者との連携に努めることなど）